

桶川市男女共同参画推進スタッフ会議設置要綱

(平成12年5月1日市長決裁)

(設置)

第1条 男女共同参画の職場づくりに向け、総合的かつ効果的に推進するため桶川市男女共同参画推進スタッフ会議（以下「スタッフ会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 スタッフ会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画の職場に向けた施策の調査研究に関すること。
- (2) 男女平等意識の啓発に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 スタッフ会議は、スタッフ10人以内をもって組織する。

2 スタッフは、桶川市男女共同参画推進本部員が推薦する者をもって組織し、市長が任命する。

3 スタッフ会議に、リーダー及びサブリーダーを置き、スタッフの互選により定める。

(職務従事の形態)

第4条 スタッフの職務従事の形態は、現所属のまま、必要の都度、スタッフ会議の事務に従事するものとする。

(任期)

第5条 スタッフの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(リーダー及びサブリーダーの職務)

第6条 リーダーは、会務を総理し、スタッフ会議を代表する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 スタッフ会議は、リーダーが招集し、リーダーが会議の議長となる。

2 スタッフ会議は、スタッフの半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 スタッフ会議は、リーダーが必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 リーダーは、スタッフ会議の会議の結果及び協議の経過について、必要に応じ、企画財政部長を経由して市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 スタッフ会議の庶務は、人権・男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則 (平成12年5月1日市長決裁)

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則 (平成13年9月28日市長決裁)

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月30日市長決裁)

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日市長決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月18日市長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。